

山口市中学校部活動の地域クラブ活動への
移行に関する推進方針（案）

令和6年（2024年）3月

山口市
山口市教育委員会

目次

I	はじめに	1
II	本市の市立中学校の学校部活動を取り巻く状況	2
1	生徒数の減少	2
2	学校部活動の加入率の低下	3
3	教職員の現状	5
III	地域クラブ活動への移行に関する基本的な方向性	6
1	目指す姿	6
2	基本方針	6
3	期待される効果	7
	(1) 生徒への効果	
	(2) 学校への効果	
	(3) 地域への効果	
IV	地域クラブ活動のイメージ	8
	(1) 本部	
	(2) 実施主体	
	(3) 構成員	
	(4) 指導者	
	(5) 適切な休養日等の設定	
	(6) 活動場所	
V	スケジュール	9

I はじめに

- 学校部活動は、学校教育の一環として、教職員が各部活動の責任者として指導に当たりながら、興味・関心のある同好の生徒の自主的・自発的な参加のもとに行われてきた。

また、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を築き、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義も担ってきた。

しかし、少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては部活動の存続が厳しい状況にある。

- こうした中、国においては令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を、県においても令和5年10月に「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定され、学校部活動の段階的な地域移行の検討と、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等が示されたところである。

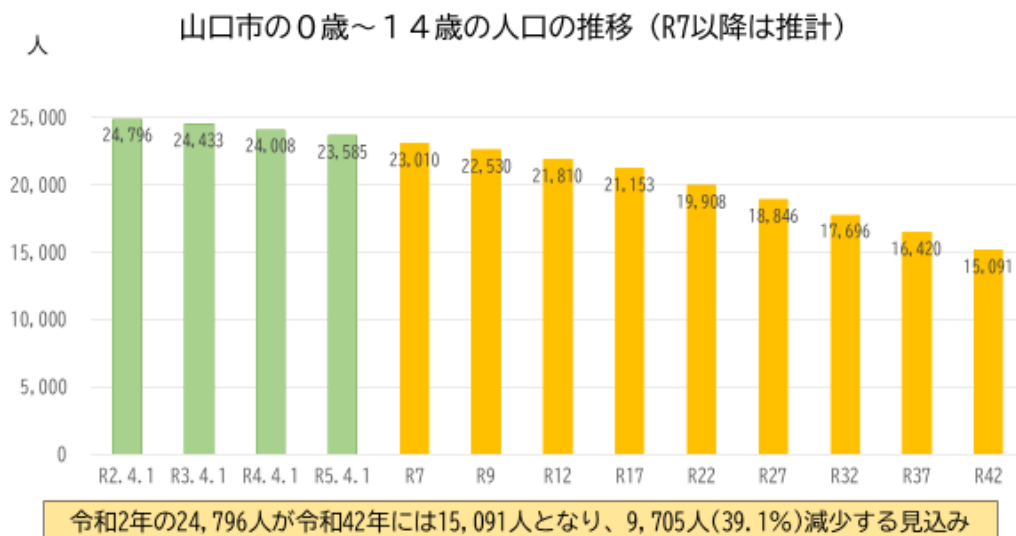
- このようなことから、本市においても、国のガイドラインや県の方針を踏まえ、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」を策定する。

- 市、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者は、本方針を踏まえた共通理解のうえで、地域の実情に合わせて、これまで学校の管理下で行われてきた学校部活動を、家庭・地域の連携・協働の下、さまざまな手法の中から創意工夫を凝らし、地域クラブ活動への移行を円滑に進める。

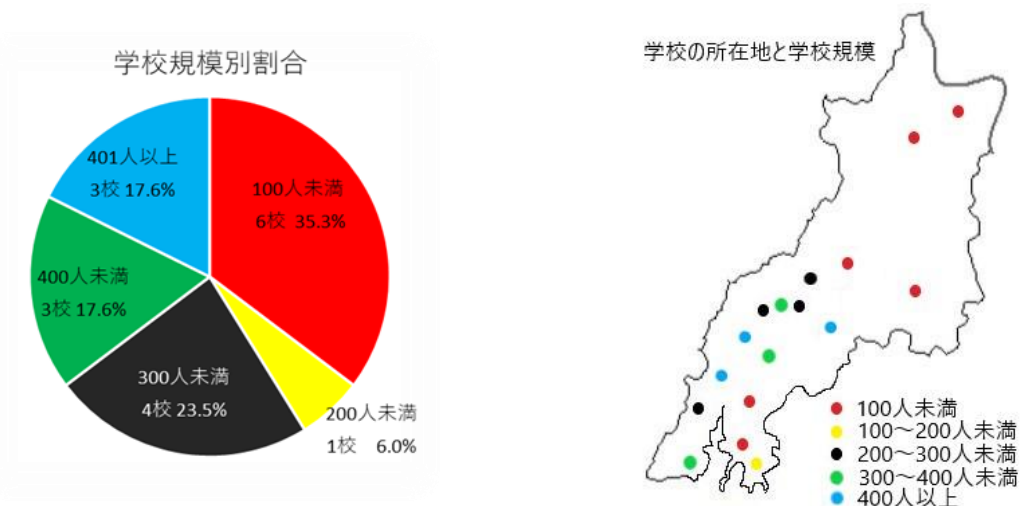
Ⅱ 本市の市立中学校の学校部活動を取り巻く状況

1 生徒数の減少

本市の市立中学校の学校部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。下の図は、0歳～14歳の人口の推移を表している。少子化の進展により、令和2年の24,796人から、令和7年には1,786人（7.2%）減の23,010人、令和42年には9,705人（39.1%）減の15,091人が見込まれている。



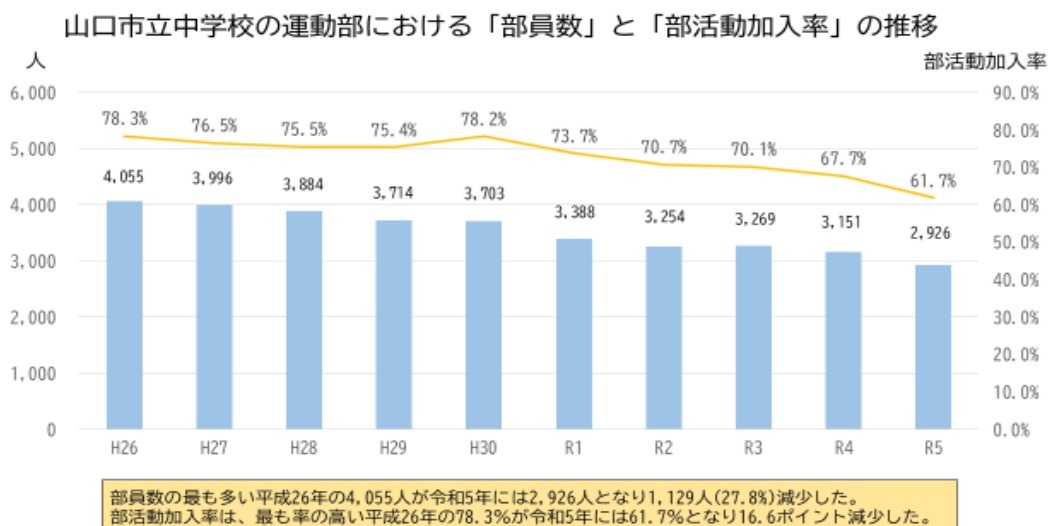
本市には、市立中学校が17校あり、広大な地域に点在している。学校規模別の割合を見ると、17校のうち6校が100人未満（35.3%）、100～200人未満は1校（6.0%）、200人～300人未満は4校（23.5%）、300人～400人未満は3校（17.6%）、400人以上の中学校は3校（17.6%）となっている。



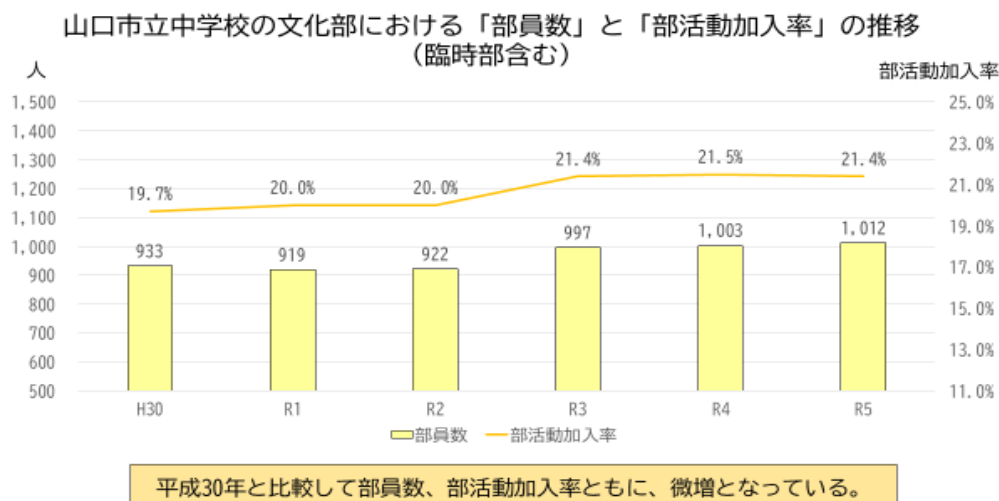
2 学校部活動の加入率の低下

生徒数が200人未満の7校の部活動数は2～6部であるが、生徒数が400人以上の3校はいずれも20部以上という現状である。生徒数の多い学校については、生徒が選択できる部活動の数が多くなるが、学校規模の小さい生徒数が200人未満の7校の中学校においては、このような少ない選択肢から部活動を選択するという状況であり、生徒のニーズに対応することが難しくなっている。

下の図は、山口市立中学校の運動部における「部員数」と「部活動加入率」の推移を示している。平成30年～令和5年の6年間で、市立中学校の生徒数はほぼ横ばいであるが、運動部への加入部員数は、平成30年は3,703人、令和5年は2,926人で、777人(21.0%)減少しており、運動部活動への加入率が下がっている(平成30年78.2%→令和5年61.7%)。

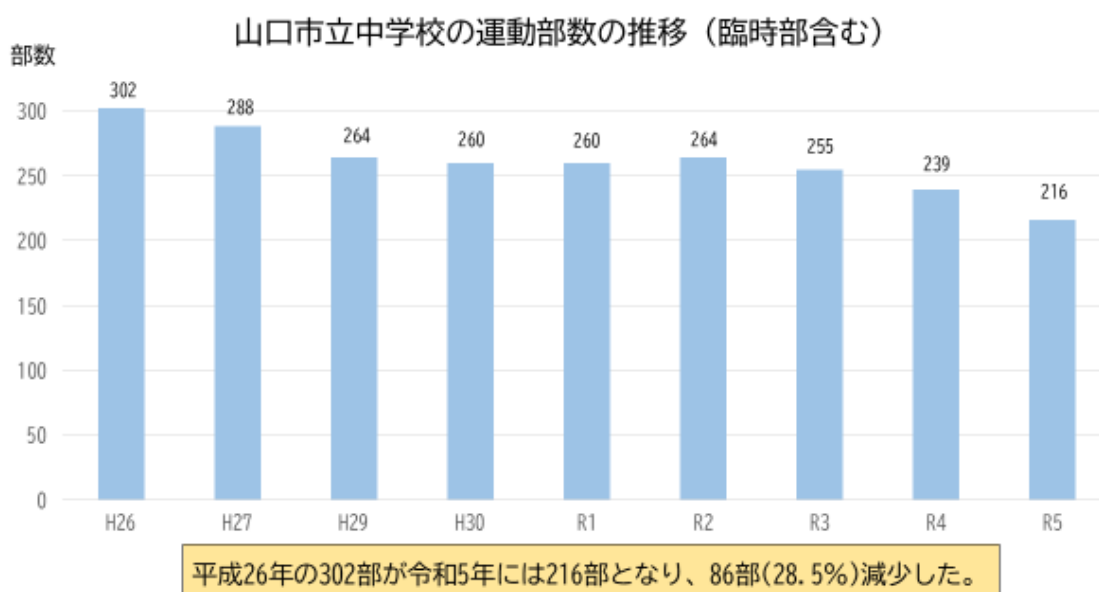


また、文化部については、加入部員数は、平成30年は933人、令和5年は1,012人で、文化部活動への加入率は微増となっている。(平成30年19.7%→令和5年21.4%)。

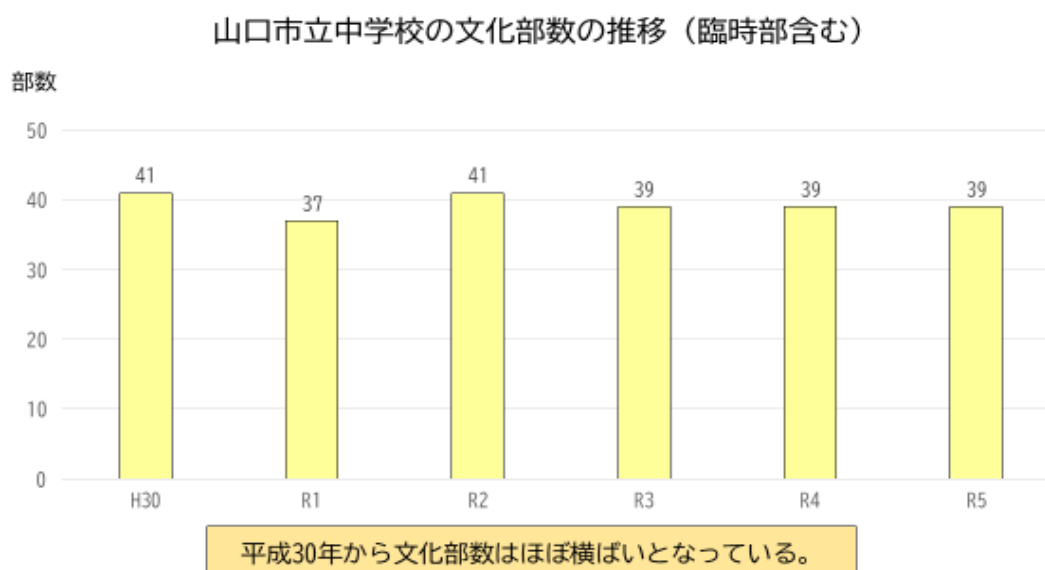


また、次の図は、運動部数と文化部数の推移を示している。市立中学校全体で設置されている運動部の合計数は、平成26年の302部から令和5年には216部となり、10年間で86部（28.5%）減少している。少子化の影響とともに加入率の低下により、学校規模に関わらず、部活動の小規模化が進んできており、学校単位での充実した部活動の維持が困難となり、生徒の選択肢が少なくなってきた。

このように、生徒数が減少し、学校規模が縮小する中で、部員数の不足により、これまでのように多様な種目の部活動を維持することは困難となってきている。今後、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を検討していく中で、こうした活動に生徒が継続して取り組むことができる機会を確保するための方策が必要となっている。



※臨時部は、日常の活動は学校外であるが、県中体連の大会出場のため、顧問をつけ学校が認めている部

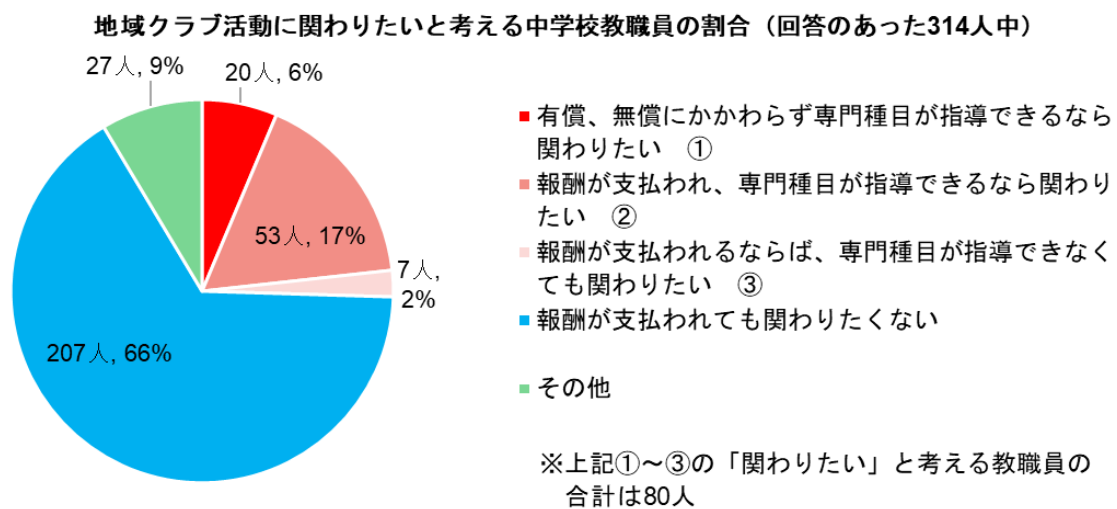


3 教職員の現状

国のガイドラインでは、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなるとされている。また、県方針では、競技経験のない教職員が指導せざるを得ないこと、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど、教職員にとって大きな業務負担となっている実態もあると示されている。

本市においても、国や県と同様の状況にあり、令和5年5月に実施した中学校教職員への中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査の自由意見の回答では、「専門種目でない指導は負担である」「部活動に使っている時間を教材研究に使って、もっと良い授業にしたい」などの意見がある。こうしたことから、教職員の負担を軽減し、教材研究など本来の業務時間を確保するための取組が必要である。

一方で、地域クラブ活動に関わりたいと回答した中学校教職員は80人（全体の25%）となっており、このうち、「指導者として関わりたい」「審判員として関わりたい」「運営スタッフとして関わりたい」といった意見もあることから、地域での指導を希望する教職員が、引き続き指導者として関わることのできる仕組みの検討が必要となっている。



Ⅲ 地域クラブ活動への移行に関する基本的な方向性

【地域クラブ活動とは】

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

（『山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年10月）より）

1 目指す姿

すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境が整っています。

本市は、これまで「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考えの下で、子どもたちの生活全般において、学校、家庭、地域の連携を深める取組として、コミュニティ・スクールの推進や、地域協育ネットコーディネート機能のさらなる充実を図るとともに、山口市教育支援ネットワーク「やまぐち路傍塾」の登録者等の協力を得ながら、中学校卒業程度までの子どもの育ちや学びを山口のまち全体で支えてきた。

したがって、本市における市立中学校の学校部活動の地域クラブ活動への移行にあたっては、こうした取組を活用し、子どもたちの生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等への愛好が促進され、生徒の望ましい成長を保障できるよう、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指し、令和8年度から平日と休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行させることとする。

2 基本方針

方針1 学校部活動の教育的意義の継承・発展

- ・学校部活動の教育的意義や役割を地域クラブ活動においても継承・発展させる。
- ・学校・家庭・地域の連携・協働の下、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境整備を進める。
- ・学校部活動で行われている種目等の活動機会の確保に努めるほか、新たな活動機会の創出に努める。

方針2 持続可能な活動を維持できる体制の整備

- ・指導者や運営スタッフを持続的に確保できる仕組みを整備する。
- ・安心・安全な活動が行われる管理方法の整備や指導者の資質・能力の向上を図る。

3 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化により存続が厳しくなった活動の継続が期待できる。
- 選択肢が広がり、新たな活動や複数の活動へチャレンジできることが期待できる。
- スポーツ・文化芸術活動の経験を有する指導者から指導が受けられるなど、技能の向上につながることを期待できる。
- 他校の生徒や多世代間の交流のなかで、心身の成長が期待できる。

(2) 学校への効果

- 学校部活動の地域クラブ活動への移行により、教員の授業準備、教材研究などの本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上することが期待できる。
- 多様な人材が学校と関わることにより、コミュニティ・スクールなどが深化・充実することが期待できる。

(3) 地域への効果

- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築が促進され、多世代が交流する新たなコミュニティが生まれ、地域の活性化が期待できる。
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる。
- 学校施設開放が進み、多様な活動機会を確保することにより、地域のスポーツ・文化芸術活動の充実が期待できる。

IV 地域クラブ活動のイメージ

地域クラブ活動に関して、認定要件、会費の設定、保護者等の負担軽減などの詳細については、国や県等の動向も含めて、関係者等と別途協議、検討することとし、地域クラブ活動のイメージは、以下のとおりとする。

(1) 本部

市は、市内で行われる地域クラブ活動を統括するために、本部を設置し、地域クラブの認定等を行う。

(2) 実施主体

- ・既存の団体や民間クラブ等で市の認定を受けた団体
- ・個人及び団体等が新たにクラブをつくり市の認定を受けた団体

(3) 構成員

市立中学校の生徒を対象とする。(その他の生徒が参加を希望する場合は柔軟に対応)

(4) 指導者

「やまぐち路傍塾」登録者をはじめ、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教職員や市職員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、さまざまな関係者から指導者を確保する。

(5) 適切な休養日等の設定

生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、適切な活動時間と休養日を設定する。

(6) 活動場所

- ・中学校の施設を基本とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化芸術施設や地域交流センター、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設等を活用する。
- ・市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して、学校施設をはじめ、市が設置する公共施設を利用しやすい環境づくりを行う。
- ・市は、学校施設の円滑な利用を進めるため、必要に応じて、地域クラブ活動の利用ルール等を定める。

V スケジュール

